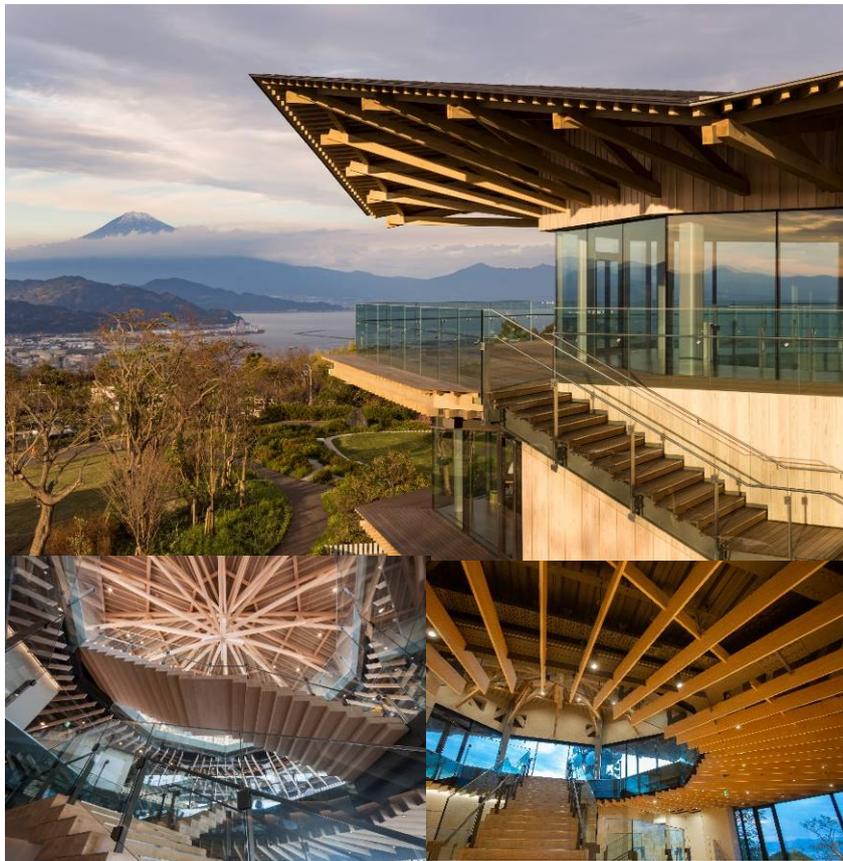


# “ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン

～ふじのくに木使い利用推進宣言～

【期間：令和4年度(2022)～7年度(2025)】



静 岡 県

令和4年3月

## 目 次

第1章 県産材利用の基本	1
1 基本的事項	1
(1) 目的	1
(2) 期間	1
(3) 対象	1
2 県産材利用の意義	3
3 プランの位置付け	6
4 利用する県産材の基本的な考え方	7
(1) 合法性の確保	7
(2) 森林認証材の利用	7
ア 森林認証材の利用推進	7
イ 森林認証材の供給体制の強化	8
5 県産材の利用に向けた県の取組	8
(1) 設計者の確保と情報提供、先進的技術の普及	8
(2) 県民、事業者の理解の醸成	8
ア 情報発信	8
イ 建築物木材利用促進協定の締結の促進	8
(3) 県産材利用の社会的評価	8
ア 表彰制度	8
イ 建築物の炭素貯蔵量に関する表示促進	8
第2章 公共部門	9
1 県産材利用の目標値と達成の考え方	9
(1) 県産材利用の目標	9
(2) 目標達成の考え方	9
(3) 公共建築物等における単位床面積当りの目標	10
2 公共施設整備での県産材の利用	10
(1) 公共建築物等での県産材の利用	10
ア 構造の木造化	10
イ 混構造の採用	10
ウ 内装等の木質化	10
エ 新たな木質部材の活用	10
(2) 物品調達等での県産材の利用	12
(3) 公共施設における工作物での県産材の利用	13
(4) 木質バイオマスとしての県産材の利用	14
3 公共土木工事での県産材の利用	14
4 市町、民間での利用促進	15
(1) 市町への働きかけ	15
(2) 民間への働きかけ	15

第3章 民間部門（住宅・非住宅建築物等）	16
1 県産材の利用促進の方針	16
(1) 住宅	16
(2) 非住宅建築物	16
2 県の取組	16
(1) 住宅における利用促進	16
(2) 非住宅建築物における利用促進	16
(3) その他	16
第4章 県産材の適切な供給の確保	18
1 県産材丸太	18
(1) 供給体制の強化	18
(2) 流通の最適化	18
2 県産材製品	18
(1) 供給体制の拡充	18
(2) 需要者のニーズを捉えた新たな製品や技術の開発	18
(3) 品質の明確化	18
3 需要者と供給者の情報共有	18
第5章 推進体制・進行管理	19
1 推進体制	19
2 進行管理	19
(1) プランの評価と成果の公表	19
(2) 地域連絡会の活動状況	19
資料編	
1 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（概要）	20
2 公共建築物等の木造・木質化に関する基準	22
3 木材需要拡大庁内会議設置要綱	25
4 本県のこれまでの取組	27

表紙写真

日本平夢テラス（静岡市清水区）

## 第1章 県産材利用の基本

2050年のカーボンニュートラルの実現のためには、あらゆる政策手段の導入、県民総がかりの取組を推進する必要がある、二酸化炭素の排出削減や再生可能エネルギーの導入などと併せて、二酸化炭素を吸収し炭素として固定する森林の機能の維持・増進や、森林が固定した炭素を長期間貯蔵する建築物等への木材利用について、一層の取組が求められます。

本県の森林は、これまでの先人の努力により資源として充実しており、森林の機能の維持・増進のためには、「伐って、使って、植える」という形で、森林資源の循環利用を促進することが必要です。

「使って」、すなわち、県産材の利用については、公共部門での率先利用に最大限取り組むことが必要であり、公共部門の「公共施設整備」、「公共土木工事」の各分野で、引き続き積極的な利用に努めます。

また、これまでの公共部門の取組による成果を、民間部門に波及させることで、民間部門の住宅や非住宅建築物での県産材利用を促進します。

### 1 基本的事項

#### (1) 目的

公共建築物等の公共部門において、本県が率先して県産材の利用を推進するとともに、市町、事業者等の主体的な取組を促進するため、利用目標と取組、推進体制などを定めます。

また、民間部門において、住宅・非住宅建築物などへの県産材利用を促進するため、県の取組などを定めます。

このプランは、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「改正木材利用促進法」という。）第11条第1項に基づく県方針に位置付けます。

#### (2) 期間

令和4年度（2022）から令和7年度（2025）までの4年間とします。

#### (3) 対象

このプランにおいて、県産材の利用を推進する主体は、県、市町並びに企業をはじめとした県民とします。

公共部門の県産材の利用を推進する対象は、公共施設整備（公共建築物等、公共施設における工作物及び木質バイオマス利用）と公共土木工事とします。

民間部門の県産材の利用を促進する対象は、住宅や非住宅建築物等とします。



## 2 県産材利用の意義

森林は、水源のかん養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済に大きく貢献しており、森林を守り、育て、活かすことで、この機能を持続的に発揮させることが極めて重要です。

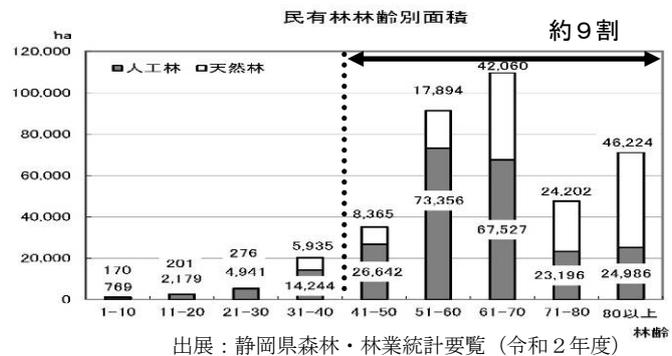
本県は、50万ヘクタールの森林（国有林を含む）を有し、このうち24万ヘクタールが人工林（私有林のみ）です。全国的にも豊富な人工林は、その約9割が木材資源として利用可能な林齢である40年を超えており、この充実した森林資源の循環利用が必要です。

このような現状において、県産材の需要を拡大することは、林業の再生と森林の適正な整備・保全につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮とともに、山村をはじめとする地域経済の活性化に資するものです。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、森林が吸収した炭素を長期間にわたり貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないことに加え、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性があります。

このため、県産材の利用を推進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、SDGsの達成及び脱炭素社会の実現にも貢献することが求められています。

県産材の利用を促進し、県産材の需要を拡大するためには、県自らが率先して取り組むとともに、市町や企業をはじめとした県民へも働きかける必要があります。



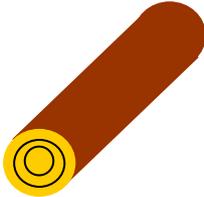
森林資源の循環利用のイメージ



## 《森林資源の循環利用に向けた県産材の生産目標値》

森林が有する多面的機能の発揮のためには、本県の森林(50万ha)のうち、約7割を占めるスギ・ヒノキ等人工林(28万ha)をはじめとした森林資源を循環利用することが重要です。

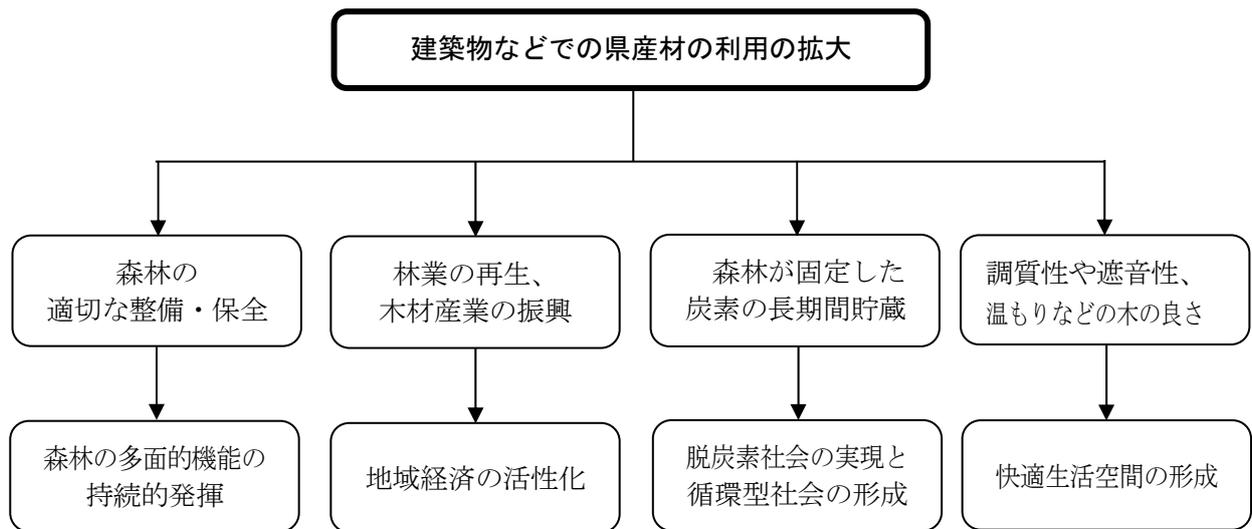
このため、県は、木材生産量 50 万 $\text{m}^3$ の目標（静岡県総合計画[R 4～7]）を掲げ、林業イノベーションの推進による県産材の安定供給などに取り組んでいます。50 万 $\text{m}^3$ の木材生産量は、スギ・ヒノキ等人工林の1年間の成長量(130 万 $\text{m}^3$ )の5割(約70 万 $\text{m}^3$ )の丸太換算量( $\times 0.7$ )に相当し、人工林資源を劣化させずに毎年生産が可能な数量です。

	(立木幹材積)	木材生産量(素材材積)	(製材品材積)
形状			
換算係数	1.0	0.7	0.50
目標数値	70 万 $\text{m}^3$	50 万 $\text{m}^3$	25 万 $\text{m}^3$
備考	スギ・ヒノキ等の人工林の成長量(約 130 万 $\text{m}^3$ )の5割に相当する。	素材、原木及び丸太材積とも言う。	

## 《県産材利用の全体像》



《県産材利用の意義》



### 3 プランの位置付け

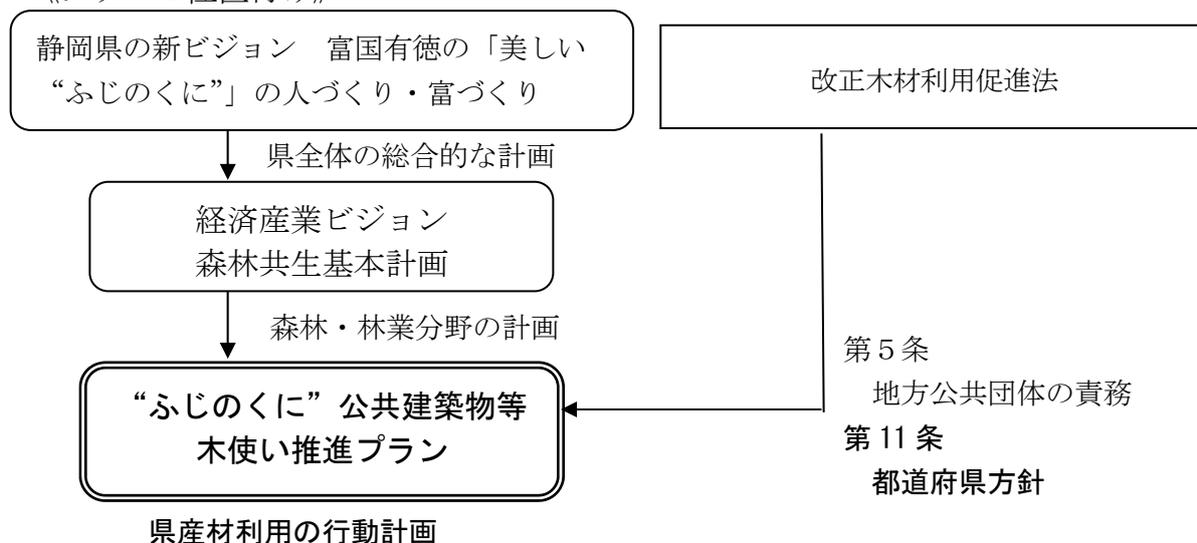
公共建築物での木材利用が低位にとどまっていたことなどから、国は、公共建築物に重点をおいて木材利用を促進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下木材利用促進法という。）を平成 22 年 5 月に制定し、木材の率先利用に努めることとしました。

その後、木材利用促進法の施行から 10 年が経過し、木造等に関する技術革新や建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大してきたことなどを踏まえ、令和 3 年 10 月に改正木材利用促進法が施行され、目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を加えるとともに、対象を建築物一般に拡大しました。

改正木材利用促進法では、国は、木材の利用の促進に関する基本方針を定めるとともに、県は、国の基本方針に即して県内の建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができるとされています。

このプランは、静岡県総合計画における公共部門での県産材の利用拡大を具体化する行動計画とするとともに、改正木材利用促進法第 11 条に規定する県内の建築物における木材の利用の促進に関する方針として位置付けます。

《プランの位置付け》



《改正木材利用促進法 第 11 条の規定》

(都道府県方針)

第十一条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下「都道府県方針」という。)を定めることができる。

2 都道府県方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
- 二 当該都道府県が整備する公共建築物における木材の利用の目標
- 三 当該都道府県の区域内における建築木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項
- 四 その他当該都道府県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

## 4 利用する県産材の基本的な考え方

### (1) 合法性の確保

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成 28 年法律第 48 号)の趣旨を踏まえるとともに、「国等による環境物品等の調達に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する環境物品等に該当する木材の使用に努めます。

《国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第 2 条第 1 項》

再生資源その他の環境への負荷(環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)の低減に資する原材料又は部品

### (2) 森林認証材の利用

本県は、世界文化遺産の富士山や、ユネスコ・エコパークの南アルプスなど、世界水準の魅力を有しており、こうした魅力を育む森林においても国際基準の森林認証の取得促進を図り、世界に通用する質の高い森林づくりを目指します。

森林認証制度は、環境と経済を両立させた森林経営により公益的機能が高度に発揮された森林を第三者機関が評価・認証し、認証森林から生産された木材・木製品等に、認証ラベルを貼り付けることにより消費者の選択的な購買を促すことで、持続可能な森林経営を支援する制度です。

県自らが率先し、県産の森林認証材(注 2)の利用に取り組むとともに、市町や民間での利用を働きかけます。

(注 2) 認証森林から生産された木材・木製品等

### 《主な認証制度》

国際基準		<b>F S C</b> (Forest Stewardship Council) 森林管理協議会
		【設 立】平成 4 年、WWF (世界自然保護基金) を中心に発足 【基 準】社会的な便益の発揮、環境への適切な配慮、経済的な継続性の確保
国際基準		<b>P E F C</b> <sup>(注 3)</sup> (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)
		【設 立】平成 10 年、ヨーロッパ 11 カ国の発足 【基 準】汎欧州プロセス等の基準・指標に基づき、世界 34 カ国の独自の認証制度を統合したスキーム
日本独自		<b>S G E C</b> <sup>(注 3)</sup> (Sustainable Green Ecosystem Council) 「緑の循環」認証会議
		【設 立】平成 15 年、日本の林業団体、環境 N G O 等により発足 【基 準】日本の実情に応じた日本独自の認証制度

(注 3) S G E C は国際基準である P E F C と相互承認

### ア 森林認証材の利用推進

多くの県民が訪れる公共建築物等から森林認証材の利用に取り組んでいきます。補助事業説明会等で、森林認証制度について紹介し、市町、事業者の森林認証材の利用に向けた主体的な取組を促進します。

森林認証制度の普及のため、多くの県民が目に触れる機会のある各種冊子、パンフレット、ポスター、封筒など用紙類の原料は、県産材に関わらず「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に適合した森林認証紙を、取組が可能な部局から取り入れます。

また、非住宅建築物における助成制度の活用による、森林認証材の利用を働きかけます。

#### イ 森林認証材の供給体制の強化

県内全域に、地域の森林認証を推進する認証管理団体が設立されています。

地域の認証管理団体を中心とする森林認証の拡大を支援し、森林認証材の供給体制の更なる強化を図ります。

### 5 県産材利用に向けた県の取組

#### (1) 設計者の確保と情報提供、先進的技術の普及

県産材の利用を担う設計者の育成とともに、県産材の利用の具体的な事例やコスト、メンテナンス、県産材の調達方法、木造建築の安全性等に関する情報の提供を行うとともに、先進的技術の普及に努めます。

#### (2) 県民、事業者の理解の醸成

##### ア 情報発信

県民、事業者に対し、木材の利用意義や、木材の長所と短所をはじめ、森林・林業、木造住宅、新たな部材や製品等に関する情報を幅広く提供します。

また、県民への普及啓発ツールとして開設している「木と竹の電子情報館/しずおか木使いネット」(ホームページアドレス <http://kizukai.pref.shizuoka.jp>) の内容を充実します。

##### イ 建築物木材利用促進協定の締結の促進

建築主となる事業者等に対し、県や市町等と協働・連携した県産材利用を促進するため、改正木材利用促進法において創設された「建築物木材利用促進協定」制度について、関係者への周知などに取り組み、協定締結を促進します。

#### (3) 県産材利用の社会的評価

##### ア 表彰制度

県産材を利用した木造化・木質化の模範となる優良建築物の施主や設計者を表彰します。

##### イ 建築物の炭素貯蔵量に関する表示促進

林野庁の「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」を活用して、県内で新築・改築される建築物等の炭素貯蔵量を認定する制度を創設し、市町や事業者等に対し、県産材の活用を促進します。

## 第2章 公共部門

### 1 県産材利用の目標値と達成の考え方

#### (1) 県産材利用の目標値

2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、まずは、公共部門で率先利用に最大限取り組むことが重要です。多くの県民の目に触れる公共建築物等での利用は、民間部門への波及効果も見込まれます。

このため、このプランでは、利用する対象別に目標を設定して、公共部門での利用目標を2,000 m<sup>3</sup>/年上乗せし、23,000 m<sup>3</sup>/年（92,000 m<sup>3</sup>/4年間）とします。

公共部門における 県産材利用の目標	H30(2018)～33(2021) 21,000 m <sup>3</sup> /年	⇒ +2,000 m <sup>3</sup>	R 4 (2022)～7 (2025) 23,000 m <sup>3</sup> /年
----------------------	--	----------------------------	---

区 分	目 標	
	単年度	R 4～7 (4年間)
公共施設整備	7,200 m <sup>3</sup> /年	28,800 m <sup>3</sup>
公共土木工事	15,800 m <sup>3</sup> /年	63,200 m <sup>3</sup>
合 計	23,000 m <sup>3</sup> /年	92,000 m <sup>3</sup>

#### (2) 目標達成の考え方

公共施設整備及び公共土木工事において、建築物の柱や梁等の構造の木造化と内装等の木質化の徹底、また、合板型枠や木柵工、防風工等の工種で積極的に県産材を利用します。

また、市町施設で利用が低位となっていることから、一層利用を促進します。

公共施設整備 7,200 m <sup>3</sup> /年)	<p>○建築物の木造化と木質化の徹底 建築された公共建築物等の実績（H30～R2）は、年間平均105棟です。このうち、<b>低層であり木造化が可能な建築物は約75棟</b>（延べ約37,900 m<sup>2</sup>、平均500 m<sup>2</sup>/棟）、中高層や他の理由により<b>木造化が困難な建築物は約30棟</b>（延べ約75,800 m<sup>2</sup>、平均2,500 m<sup>2</sup>/棟）であることから、以下のとおり<b>4,500 m<sup>3</sup></b>を目標とします。</p> <p>[低層の建築物⇒木造化]（平均500 m<sup>2</sup>） 40 m<sup>3</sup>*×75棟=3,000 m<sup>3</sup> [中高層の建築物⇒木質化]（平均2,500 m<sup>2</sup>） 50 m<sup>3</sup>*×30棟=1,500 m<sup>3</sup> *1棟当りの県産材の平均的な利用量（第2章1の（3）参照） [参考] 建築物等に使用される県産材の炭素貯蔵量は、約2,900(t-CO<sub>2</sub>)で、300世帯（4人家族）が1年間に排出するCO<sub>2</sub>に相当します。 ◎林野庁のガイドラインを元に、県産材利用量4,500 m<sup>3</sup>をスギ、ヒノキで案分して試算</p> <p>○公共施設における工作物での利用 公園の柵や標識等の工作物で木材を利用することで200 m<sup>3</sup>を目標とします。</p> <p>○木質バイオマス利用 庁舎等でボイラーを増やし利用することで2,500 m<sup>3</sup>を目標とします。</p>
公共土木工事 (15,800 m <sup>3</sup> /年)	<p>○木材の使用が可能な工種や仮設資材等での利用 木材利用が可能な合板型枠や木柵工、防風工等の工種で、一層県産材を利用することで15,800 m<sup>3</sup>を目標とします。</p>

### (3) 公共建築物等における単位床面積当りの目標

公共施設整備のうち、公共建築物等は、建築棟数の増減が県産材の利用量に大きく影響します。そこで、単位床面積当りの木材利用の目標を設定することで、より県産材の利用を確実なものとしします。

なお、この目標値は、木造化は平均的な木材の使用量とし、木質化は床と腰壁に木材を使用すると想定して設定しました。

区分	構造の木造化	内装等の木質化	
		3,000 m <sup>2</sup> 以下	3,000 m <sup>2</sup> を超える
目標値	0.20 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>	0.02 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>	0.01 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>

≪ 1棟当りの県産材の平均的な利用量 ≫

木造化<sup>※1</sup>：(目標) 0.20 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup> × (平均面積) 500 m<sup>2</sup><sup>※3</sup> × (県産材率) 0.4 = 40 m<sup>3</sup>/棟

木質化<sup>※2</sup>：(目標) 0.02 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup> × (平均面積) 2,500 m<sup>2</sup><sup>※3</sup> × (県産材率) 1.0 = 50 m<sup>3</sup>/棟

※1：木造化：建築する施設の主要な構造材（柱・梁・桁）に木材（集成材・LVL・CLTを含む。）を利用すること

※2：木質化：建築する施設の内・外装に木材を利用すること

※3：公共建築物等の床面積の実績（平成30年度から令和2年度までの平均）

## 2 公共施設整備での県産材の利用

公共施設整備における県産材の利用の推進にあたっては、建築材料としての県産材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての県産材の利用も併せてその推進を図ります。

### (1) 公共建築物等での県産材の利用

「公共建築物等の木造・木質化に関する基準」に基づき、次のアからエのとおり公共建築物等の構造の木造化・内装等の木質化を推進します。

#### ア 構造の木造化

建築基準法その他の法令により耐火性能が求められない低層の公共建築物等において、木造化を推進します。また、耐火性能が求められる公共建築物等においても、木質耐火部材等の活用による、木造化を検討します。

#### イ 混構造の採用

木造と非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等から有利な場合もあることから、その採用も積極的に推進します。

#### ウ 内装等の木質化

施設の維持管理、防護防犯、費用対効果等、建築物に求められる機能等から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものを含め、新設及び既存施設の内装等の木質化を推進します。

#### エ 新たな木質部材の活用

木造化や木質化にあたっては、CLT、木質耐火部材などの新たな木質部材の活用に取り組みます。

各部局が木造・木質化を推進する建築物	
経営管理部	・ 庁舎、地域コミュニティ施設等
くらし・環境部	・ 公営住宅、自然ふれあい施設等
スポーツ・文化観光部	・ 文化、教育施設及び観光施設等
健康福祉部	・ 社会福祉及び医療施設等
経済産業部	・ 農山漁村関連建築物等
交通基盤部	・ 都市公園施設、農山漁村関連建築物等
教育委員会	・ 教育施設等
警察本部	・ 警察施設



草薙総合運動場体育館（静岡市駿河区）  
国内最大級の大型木造建築



静岡県富士山世界遺産センター（富士宮市）  
日本初となる「SGEC/PEFC-CoC プロジェクト認証」を取得



静岡工科短期大学（静岡市清水区）  
エントランスホールの天井材に県産材を利用した教育施設



農林環境専門職大学（磐田市）  
外部ルーバーに県産材を使用した教育施設



静岡社会健康医学大学院大学（静岡市葵区）  
エントランスホールの壁・天井にスギを使用した教育施設



湖西警察署（湖西市）  
県民が訪れるスペースにヒノキを使った警察施設



県営住宅安倍口団地B棟（静岡市葵区）  
玄関の腰壁等に県産スギ、ヒノキ使った県営住宅



県立森林公園中央公園トイレ（浜松市浜北区）  
初めてCLTを活用した県有施設



御前崎市立浜岡中学校（御前崎市）  
駐輪場



磐田卓球場ラリーナ（磐田市）

## (2) 物品調達等での県産材の利用

公共建築物等において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、県産材をその原材料として使用したものの利用を推進します。

また、オリパラ選手村ビレッジプラザ整備のために提供した県産森林認証材を利用し、県民から募集した優秀アイデアを活かした什器等を制作して、公共施設等に設置することにより、大会が県内開催された証を伝え残すとともに、森林認証材等の県産材の良さや使う意義をPRする。

各部局の具体的な取組内容	
経済産業部	・ 県産材を利用した木製品の開発、普及
出納局	・ 物品調達における木製品の導入の推進
教育委員会	・ 児童及び生徒用の学習机等への導入



静岡県知事室  
家具（テーブルなど）の導入



静岡県建築管理局  
執務室パーテーション



オリパラ選手村ビレッジプラザへ  
提供した県産森林認証材の出発式



選手村ビレッジプラザでの利用状況  
東京都中央区晴海

### (3) 公共施設における工作物での県産材の利用

景観の向上及び癒しの醸成のため、周囲との調和や木材の強度に留意しつつ、ガードレール、高速道路の遮音壁、公園の柵、給水槽等に木材の利用を推進します。また、木製工作物の耐久性を検証します。

各部局が工作物で県産材の利用を推進する施設	
くらし・環境部	・ 自然ふれあい施設
スポーツ・文化観光部	・ 観光施設
交通基盤部	・ 公園施設



丸池連絡橋（駿東郡清水町）  
木橋



県立森林公園（浜松市浜北区）  
木製遊具



東海自然歩道（富士宮市）  
案内標識



富士山静岡空港（牧之原市）  
テーブル

#### (4) 木質バイオマスとしての県産材の利用

木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入を、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ推進します。

各部局の具体的な取組内容	
全部局	・ 温浴施設や社会福祉施設等の公共建築物等で、木質バイオマスを燃料としたボイラーの導入

### 3 公共土木工事での県産材の利用

木材の使用が可能な工種や、合板型枠を含む仮設及び保安資材等での県産材の利用を推進します。また、人工林の間伐や混交林化により森林機能の向上を図る「森の力再生事業」や「治山事業」等で伐採した県産材を、土木資材等としての活用を推進します。

さらに、木材使用事例の調査・普及を進めるとともに、歩掛、定規図、単価等の整備を進め、県産材の利用しやすい環境づくりに努めます。

また、木材を使用する場合は、発注の際、仕様書等により「県産材」の使用を指定します。

各部局が県産材の利用を推進する公共土木工事等	
スポーツ・文化観光部	・ 空港周辺整備事業等
経済産業部	・ 農業農村整備事業、森の力再生事業、治山事業、林道事業等
交通基盤部	・ 道路事業、河川事業、海岸事業、砂防事業、街路事業、漁業漁村整備事業等
企業局	・ 工業用地造成事業等



河川事業（浜松市天竜区）  
加工丸太を利用した木製護岸工



防潮堤整備事業（浜松市南区）  
製材品(板)を利用した木柵工



砂防事業（藤枝市）  
丸太を利用した仮設工



治山事業（静岡市清水区）  
加工丸太を利用した谷止工

## 4 市町、民間での利用促進

### (1) 市町への働きかけ

県産材の積極的な利用には、市町も役割を果たすことが求められます。

県内の全ての市町では、市町の区域内の公共建築物における県産材の利用の促進に関する方針（木材利用促進法第9条）が作成され、方針に基づき県産材が利用されてきました。木材利用促進法が改正されたことを機に、新たな市町方針の作成を働きかけるなど取組を強化します。

また、地域の特性に合った県産材利用の提案・普及及び市町等への取組要請等のため、農林事務所単位等で地域連絡会を設置するなど、市町との連携を強化するとともに、市町職員を対象に研修会、見学会、相談対応を実施し、市町の公共建築物の木造化・木質化を支援します。

#### 地域連絡会の設置例

（組 織）

農林事務所、土木事務所等の県出先機関、市町等

（協議事項）

- (1) 県産材利用の普及啓発に関すること。
- (2) 公共施設整備と公共土木工事への県産材（森林認証材を含む）利用の推進に関すること。
- (3) 利用促進法に基づく市町方針の作成支援に関すること。

さらに、所管する補助事業を通じて、市町の建築計画に対し、森林環境譲与税等を活用した県産材利用を積極的に働きかけます。

### (2) 民間への働きかけ

木材の良さや県産材を使う意義を伝えることで県産材利用の意識醸成を図るとともに、補助制度の活用などを通じて県産材利用を働きかけます。

## 第3章 民間部門（住宅・非住宅建築物等）

### 1 県産材の利用促進の方針

#### (1) 住宅

- ・外国産材製品等から県産材製品への転換を促進します。

#### (2) 非住宅建築物

- ・木造化に取り組みやすい低層建築物での利用を促進します。
- ・内・外装において、木材の使用が可能な部分での木質化を促進します。
- ・また、中高層建築物の木造化に対する理解を促進します。

### 2 県の取組

#### (1) 住宅における利用促進

- ・「新しい生活様式」の定着によるリフォームや住み替えのニーズが高まっていることなども捉え、J A S 製品やしずおか優良木材などの品質の確かな県産材製品を使用した住宅の新築・増改築、リフォームを行う県民に対し、その費用の一部を支援します。
- ・県民や住宅建築を担う工務店などに対し、研修会やセミナーの開催などにより木の良さや県産材利用の意義を周知し、県産材製品の利用を働きかけます。
- ・木材供給者や工務店等が行う、県民への情報提供や見学会の実施、展示会への出展を支援します。

#### (2) 非住宅建築物における利用促進

- ・J A S 製品やしずおか優良木材などの品質の確かな県産材製品や森林認証材を使用した非住宅建築物の木造化、木質化を行う建築主に対し、その費用の一部を支援します。
- ・「ふじのくに木使い推進会議」を官民連携により開催し、建築主と設計者を対象として、県産材を利用するための課題や疑問を解決するとともに、SDG s の推進やカーボンニュートラルの実現への貢献などの観点から県産材利用を働きかけます。
- ・「ふじのくに木使い建築カレッジ」を開催し、製材品をはじめとした県産材製品を活用した木造化・木質化に取り組む設計者の確保・育成に取り組みます。
- ・新しい木造工法に関する見学会や情報提供に取り組みます。
- ・非住宅建築物に必要とされる J A S 製品の供給体制強化に向けて、製材・加工工場の認証取得を支援します。
- ・C L T や木質耐火部材等の情報を発信し、新たな木造技術などの新技術の普及に努めます。

#### (3) その他

- ・県産材製品の供給者等と新たな需要を創出する事業者のマッチングと、製品開発や販路開拓に向けた取組を支援します。
- ・県産材を使った家具や玩具などの普及に取り組みます。

《住宅での県産材利用事例》



第24回住まいの文化賞最優秀賞(しずおか優良木材賞も受賞)  
山の上の家(静岡市清水区)

《非住宅建築物での県産材利用事例》



第1回ふじのくに木使い建築施設表彰 優秀賞  
浜松信用金庫於呂支店(浜松市浜北区)



第1回ふじのくに木使い建築施設表彰 優秀賞  
静岡ガス株式会社ビル(静岡市駿河区)



第2回ふじのくに木使い建築施設表彰 優秀賞  
榎加藤工務店社屋(沼津市)



第2回ふじのくに木使い建築施設表彰 優秀賞  
BELL TREE 平口[マンション](浜松市浜北)



第3回ふじのくに木使い建築施設表彰 最優秀賞  
tayutau-HUT[ギャラリー](浜松市天竜区)



第3回ふじのくに木使い建築施設表彰 優秀賞  
ASTY 新富士[商業施設](富士市)

## 第4章 県産材の適切な供給の確保

生産に適した森林（認証森林を含む）における木材生産、県産材の流通改革、製材・加工体制の整備、新たな製品や技術の開発、J A S 製品等の品質が確かな製材品の供給体制強化により、県産材の安定供給を促進します。

また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給を促進するとともに、県産材証明制度の適正な運用を推進します。

《合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第2条第2項》

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの

### 1 県産材丸太

#### (1) 供給体制の強化

航空レーザ計測を活用した生産適地の選定、I C T等の先端技術を活用した森林施業の効率化・省力化、路網と林業機械を組合わせた低コスト生産システムの定着、低コスト主伐・再造林など林業イノベーションを促進し、県産材を安定供給します。

#### (2) 流通の最適化

需要に応じた供給をコーディネートする仕組みの確立や、県産材を製材・加工工場への直送方式や中間土場を活かした流通の最適化を進めます。

### 2 県産材製品

#### (1) 供給体制の拡充

製材工場や合板工場等の加工施設に対し、施設整備等の体制強化を支援し、生産の効率化を一層促進します。また、既存製材工場のネットワーク化やO E M（注4）による生産等、県産材の製材、加工体制を拡充します。

#### (2) 需要者のニーズを捉えた新たな製品や技術の開発

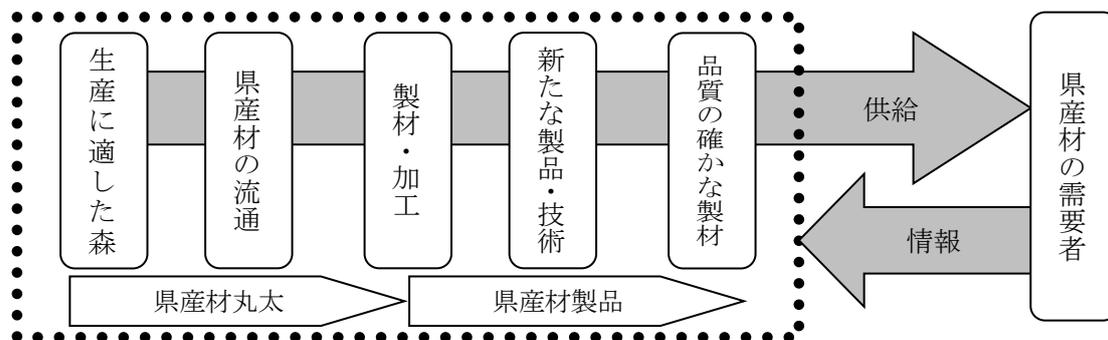
スギ、ヒノキ等の県産材を利用した新たな木質部材の開発を促進します。

#### (3) 品質の明確化

J A S 製品やしずおか優良木材等の品質が確かな製材品の供給を図ります。

### 3 需要者と供給者の情報共有

林業や木材関係者が組織する団体等を窓口とし、県や市町、設計者等の需要者と素材生産から製材品流通までの供給者の需給情報の共有を促進します。



（注4）O E M（original equipment manufacturing）取引先の会社の商標で販売される製品の受注生産

## 第5章 推進体制・進行管理

### 1 推進体制

県が実施する公共施設整備、公共土木工事における、県産材の円滑な利用を推進するとともに、市町や民間における県産材の利用を促進するため、木材需要拡大庁内会議を設置します。

#### 木材需要拡大庁内会議

(組織)

会長	副知事
副会長	農林水産担当部長
委員	政策推進担当部長、知事戦略局長、危機管理部長、経営管理部長、くらし・環境部長、スポーツ・文化観光部長、健康福祉部長、経済産業部理事(林業・森の防潮堤推進担当)、交通基盤部長、出納局長、企業局長、教育部長、警察本部総務部長

(協議事項)

#### 1 公共部門

(1) 県が実施する事業、調達する備品、その他補助事業等における県産材利用推進に関すること。

ア 基本方針の策定、改定等に関すること。

イ 目標や施策の提言、是正等に関すること。

(2) 公共建築物等の木造化、木質化の推進に関すること。

(3) 公共土木工事等での間伐材等の利用推進に関すること。

(4) 県産材利用についての普及啓発に関すること。

(5) その他目的の達成に必要な事項

#### 2 民間部門

住宅や非住宅建築物等での利用促進にかかる県の取組についての情報共有。

### 2 進行管理

#### (1) プランの評価と成果の公表

木材需要拡大庁内会議は、毎年度当初に、公共施設整備及び公共土木工事における県産材利用の前年度実績と当年度計画を把握・評価し、公表します。

#### (2) 地域連絡会の活動状況

地域連絡会は、毎年度当初に前年度の活動状況を木材需要拡大庁内会議へ報告します。

## 資料編 1

### 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における 木材の利用の促進に関する法律（概要）

#### I. 趣旨

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会の実現に資するため、国、地方公共団体の責務等を明らかにし、木材利用促進本部\*が策定する建築物における木材の利用の促進に関する基本方針等について定め、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置等について定める。

※木材利用促進本部：農林水産大臣を本部長、関係大臣（総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣等）本部員として農林水産省に設置

#### II. 法律の内容

##### 1 基本理念（第3条）

（1）木材の利用の促進は、森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られるものとする。

（2）木材は、製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境への負荷の程度が高い資材又は化石資源に代替することにより、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られるものとする。

（3）木材の利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を通じて山村その他の地域の経済の活性化に資するものとする。

##### 2 国の責務（第4条）

国は、基本理念にのっとり、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

※ 公共建築物とは、次のものをいう。

- ① 国・地方公共団体が整備する公共の用等に供する建築物
- ② 国・地方公共団体以外の者が整備する建築物で①に準ずるもの

##### 3 地方公共団体の責務（第5条）

基本理念にのっとり、地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

##### 4 事業者、国民の努力（第5、6条）

事業者及び国民は、基本理念にのっとり、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国や地方公共団体が行う木材利用の施策に協力するよう努めるものとする。林業、木材産業の事業者は、基本理念にのっとり建築木材等の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

## 5 木材利用促進の日及び木材利用促進月間（第9条）

毎年10月8日を木材利用促進の日、10月の1か月間を木材利用促進月間とし、木材利用の促進について国民の理解を深める。

## 6 基本方針の策定（第10条）

木材利用促進本部は、国が整備する建築物における木材の利用の目標等を内容とする、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない。

## 7 都道府県及び市町村における方針の策定（第11、12条）

都道府県知事及び市町村は、それぞれ、当該都道府県及び市町村が整備する建築物における木材の利用の目標等を内容とする、建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

## 8 建築物における木材利用の促進（第13、14条）

木造建築物の設計・施工に係る先進的な技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性、住宅における木材利用に関する情報提供、住宅における木材利用の促進のための情報提供等に必要な措置を講ずるよう努める。

## 9 建築物木材利用促進協定（第15条）

国、又は地方公共団体及び事業者等は、建築物における木材の利用に関する構想及び国又は地方公共団体による建築物木材利用促進構想等の達成するための情報の提供などを定めた協定を締結することができる。

## 10 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保（第16、17、18条）

- (1) 国及び地方公共団体は、強度、耐火性に優れた建築用木材の製造技術、製造コストの低廉化技術の開発、普及の促進に必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 木材の製造を業として行う者は、公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等に取り組む計画（木材製造高度化計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。
- (3) 木材製造高度化計画の認定を受けた場合には、林業・木材産業改善資金助成法の特例等の措置を講ずる。

## 11 公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒いやしの醸成のための木材の利用（第22条）

国及び地方公共団体は、木材を公共施設の工作物を設置することが、その周囲における良好な景観の形成や利用者等を癒すものであることから、木材を利用したそれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努める。

## 12 木質バイオマス製品・木質バイオマスエネルギーの利用（第23、24条）

国、及び地方公共団体は、木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努める。

## 13 表彰（第31条）

国及び地方公共団体は、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努める。

## III. 施行期日

令和3年10月1日

## 資料編 2

### 公共建築物等の木造化・木質化に関する基準

#### (目的)

第1 静岡県では、平成13年度に「公共部門での木材の利用推進に関する基本方針」を策定して、全庁的に公共建築物等において木材利用に取り組んでいるところである。

公共建築物等の木造化等を一層推進するため、ここに「公共建築物等の木造化・木質化に関する基準」を定め、各部署の自主的な取組を促進する。

#### (用語の定義)

第2 この基準に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 「公共建築物等」とは、次に掲げる建築物をいう。

ア 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条第2項において定める公共建築物

イ 地方公共団体からの補助事業等により整備されるアに掲げる公共建築物以外の建築物

(2) 「建築」とは、公共建築物等の新築、改築及び増築をいう。

(3) 「木造化」とは、建築する施設の主要な構造材（柱・梁・桁）に木材（集成材・LVL・CLTを含む。）を利用することをいう。

(4) 「木質化」とは、建築する施設の内・外装に木材を利用することをいう。

(5) 「県産材」とは、「静岡県産材証明制度要綱」第2条に掲げるものをいう。

(6) 「木質耐火部材等」とは、大臣認定を受けた耐火性能及び準耐火性能を有する木質系の構造部材及び工法を言う。

#### (木造化の推進)

第3 公共建築物等の建築にあたっては、建築基準法をはじめとする関係法令や基準等の範囲内で、別表を基本に木造化を図る。ただし、施設の維持管理、防護防犯、費用対効果等の理由により、木造が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。

2 木造が困難な公共建築物等にあつては、木造と他構造との混構造を検討する。

3 木造化に当たっては、劣化対策や維持管理・更新の容易性の確保に配慮する。

#### (木質化の推進)

第4 内・外装において建築基準法に照らして木材の使用が可能な部分（床、壁、天井及び窓枠等）は、積極的に木質化を図る。

#### (新たな木質部材の活用)

第5 木造化や木質化に当たっては、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組む。

#### (県産材の使用)

第6 使用する木材は、県産材を基本とする。

#### 附則

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

## 別表 公共建築物等の木造化に関する基準

公共建築物等は、下表のとおり建築物の用途、階数、規模毎に木造化を図る。

建築物の用途		建築基準法別表第1	建築物の階数	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）	
				3,000 m <sup>2</sup> 以下	3,000 m <sup>2</sup> 超
集会	集会場、公会堂、劇場等	(一)項	2階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup> (客席の床面積の合計が200 m <sup>2</sup> 以上の場合)
			1階建		
居住	県営住宅、職員住宅、寄宿舎等	(二)項	3階建	木造化を検討する。 <sup>※2</sup>	
			2階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup> (2階部分の床面積の合計が300 m <sup>2</sup> 以上の場合)
			1階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup>
医療福祉 <sup>※3</sup> 宿泊	児童・老人・社会福祉施設、病院、宿泊施設等	(二)項	2階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup> (2階部分の床面積の合計が300 m <sup>2</sup> 以上の場合)
			1階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup>
教育	学校、図書館、美術館、体育館、スポーツ施設等	(三)項	3階建	木造化を検討する。 <sup>※2</sup>	
			2階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup> (2,000 m <sup>2</sup> 以上の場合)
			1階建		
観光	物品販売所、飲食店、観光施設、公衆浴場等	(四)項	2階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup> (2階部分の床面積の合計が500 m <sup>2</sup> 以上の場合)
			1階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup>
倉庫		(五)項	2階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup> (延べ面積が1,500 m <sup>2</sup> 以上の場合)
			1階建		
自動車車庫		(六)項	2階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup> (延べ面積が150 m <sup>2</sup> 以上の場合)
			1階建		
上記以外のすべて (庁舎、事務所、研究所等)			3階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup>
			2階建		
			1階建		

(注意) 表中の建築物の用途等に関する用語の定義や木造化に関する耐火性能等の基準や規制は全て建築基準法による。

※1 「木造化する。」のうち1,000 m<sup>2</sup>超の建築物は、建築基準法第26条の規定に適合させる（床面積1,000 m<sup>2</sup>以内ごとに防火壁の設置等）。

※2 「木造化を検討する。」建築物は、準耐火建築物若しくは燃えしる設計等による建築物又は耐火建築物が要求される。

検討に当たっては、木質耐火部材等の活用を考慮する。

また、以下の場合に大断面木材などを活用して耐火性の高い材料で被覆する等の措置によらずに準耐火構造等にできることとする。

① 延べ面積が3,000 m<sup>2</sup>を超える大規模な建築物について、火災の拡大を3,000 m<sup>2</sup>以内に抑えるために必要な性能を有する壁等を設けた場合[建築基準法第21条]

② 3階建ての学校等について、天井の不燃化又は庇・バルコニーの設置など、区画を超えた早期の延焼を防止する措置を講じた場合[建築基準法第27条]

- ※3 福祉施設は、建築基準法別表第1第(二)項に該当する建築物をいう。  
 具体的には、児童福祉施設（保育所や助産施設）、老人福祉施設（老人デイサービスセンターや特別養護老人ホーム）、社会福祉施設等をいう。

（上記基準の適用除外）

防火地域若しくは準防火地域に指定された地域で、下表に掲げる規模の建築物を建築する場合は、上表によらず、別途木造化を検討すること。

	防火地域の場合	準防火地域の場合
耐火建築物 又は 延焼防止建築物※ <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数3以上の建築物（面積は問わない）となる場合</li> <li>・階数2以下、延べ面積100㎡超の建築物となる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数4以上の建築物（面積は問わない）となる場合</li> <li>・階数3以下、延べ面積1,500㎡超の建築物となる場合</li> </ul>
準耐火建築物 又は 準延焼防止建築物※ <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数2以下で延べ面積100㎡以下の建築物となる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数3で延べ面積1,500㎡以下の建築物となる場合</li> <li>・階数2以下で延べ面積500㎡を超え1,500㎡以下の建築物となる場合</li> </ul>

※1 建築基準法施行令第136条の2第(一)項ロに規定する建築物

※2 建築基準法施行令第136条の2第(二)項ロに規定する建築物

（参考）建築基準法における耐火建築物と準耐火建築物の概要

耐火建築物	準耐火建築物
<p>耐火建築物にするには、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主要構造部を耐火構造にする。</li> <li>2 耐火性能検証法等により火災が終了するまで耐えられるようにする。</li> </ol> <p>のいずれかにする必要があり、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設置する必要がある。</p>	<p>準耐火建築物にするには、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主要構造部を準耐火構造にする。</li> <li>2 外壁を耐火構造にする。</li> <li>3 主要構造部を不燃材料にする。</li> </ol> <p>のいずれかにする必要があり、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設置する必要がある。</p>
<p>木材を使った耐火建築物にするには、一般的には、1の<u>主要構造部を耐火構造にすることにより火災が終了するまで耐えられるようにする方法</u>を採用する。</p> <p>具体的には、木質耐火部材等を活用することで、耐火構造としての性能を確保する。</p>	<p>木材を使った準耐火建築物にするには、一般的には、1の<u>主要構造部を準耐火構造する方法</u>を採用する。</p> <p>具体的には、次のことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要構造部分において、石膏ボード等の不燃材料・準不燃材料で防火被覆して木材を使用する。</li> <li>・柱及び梁については「燃えしろ設計」を用いる（石膏ボード等の防火被覆を用いずに木のあらわしを見せたまま木材を使った準耐火構造とすることも可能）。</li> </ul>

## 資料編3

### 木材需要拡大庁内会議設置要綱

制 定 平成13年12月 5日  
最終改正 令和4年 4月 1日

#### (目 的)

第1条 県が実施する公共施設の建設、公共土木工事、庁内物品等の調達における、県産材の円滑な利用を推進するとともに、市町や民間における県産材の利用を促進するため、木材需要拡大庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置します。

#### (協議事項)

第2条 庁内会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 県が実施する事業、調達する備品、その他補助事業等における県産材利用推進に関すること。
  - ア 基本方針の策定、改定等に関すること。
  - イ 目標や施策の提言、是正等に関すること。
- (2) 公共施設の木造化、木質化の推進に関すること。
- (3) 公共土木工事等での間伐材の利用推進に関すること。
- (4) 県産材利用についての普及啓発に関すること。
- (5) その他目的の達成に必要な事項

#### (組 織)

第3条 庁内会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聞くことができる。

#### (職 務)

第4条 会長は、庁内会議の事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

#### (庁内会議)

第5条 庁内会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

#### (幹事会)

第6条 庁内会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、林業振興課長が主宰し、必要に応じて招集する。

#### (庶 務)

第7条 庁内会議の庶務は、経済産業部森林・林業局林業振興課において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

別表1 (庁内会議)

役員名	職名
会 長	副知事
副 会 長	農林水産担当部長
委 員	政策推進担当部長
〃	知事戦略局長
〃	危機管理部長
〃	経営管理部長
〃	くらし・環境部長
〃	スポーツ・文化観光部長
〃	健康福祉部長
〃	経済産業部理事 (林業・森林保全担当)
〃	交通基盤部長
〃	出納局長
〃	企業局長
〃	教育部長
〃	警察本部総務部長

別表2 (幹事会)

所 属	職 名
知事戦略局	1〇広聴広報課長
政策推進局	2〇総合政策課長
危機管理部	3〇危機政策課長
経営管理部	4 資産経営課長 5〇地域振興課長
くらし・環境部	6〇公営住宅課長 7 住まいづくり課長 8 環境ふれあい課長
スポーツ・ 文化観光部	9〇企画政策課長 10 文化政策課長 11 観光政策課長 12 空港管理課長
健康福祉部	13〇福祉指導課長 14 こども未来課長 15 障害者政策課長 16 医療政策課長
経済産業部	17 商工振興課長 18 農業戦略課長 19 農地整備課長 20〇林業振興課長 21 水産資源課長
交通基盤部	22〇技術調査課長 23 建築企画課長 24 建築工事課長 25 道路企画課長 26 河川海岸整備課長 27 港湾企画課長 28 都市計画課長
出納局	29〇用度課長
企業局	30〇水道企画課長
教育委員会	31〇教育施設課長
警察本部	32〇施設課長

※ 〇 : 部局代表幹事課

## 資料編 4

### 本県のこれまでの取組

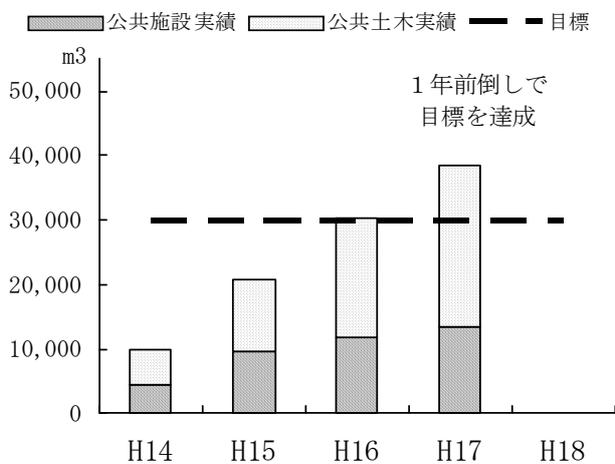
本県では、公共部門において県産材利用の推進を図るため、平成 13 年度に副知事、教育長、警察本部長及び部局長で構成する木材需要拡大庁内会議を設置しました。

この庁内会議では、平成 14 年度に「公共部門での木材の利用推進に関する基本方針」、平成 16 年度に「公共施設の木造・木質化に関する基準」、平成 18 年度に「しずおか木使い推進プラン」、平成 22 年度、平成 27 年度に「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン」を策定し、全庁をあげて公共部門（公共施設整備、公共土木工事）での県産材の利用に取り組みました。

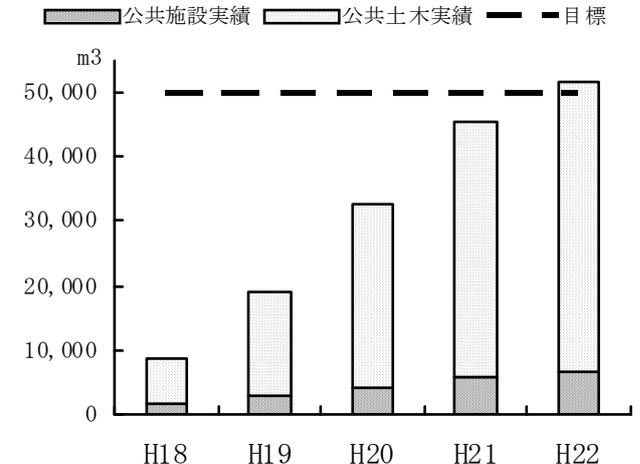
その結果、第 1 期から第 4 期の利用目標を達成するとともに、上方修正した第 5 期（平成 30 年度から平成 33 年度まで）の単年度利用目標も達成する見込みです。

	名称	期間	利用目標	利用実績
第 1 期	公共部門での木材の利用推進に関する基本方針	平成 14～18 年度	30,000 m <sup>3</sup>	38,537 m <sup>3</sup>
第 2 期	しずおか木使い推進プラン	平成 18～22 年度	50,000 m <sup>3</sup>	51,348 m <sup>3</sup>
第 3 期	“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン	平成 23～27 年度	85,000 m <sup>3</sup>	115,282 m <sup>3</sup>
第 4 期	“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン	平成 28～32(29) 年度	38,000 m <sup>3</sup>	41,851 m <sup>3</sup>
第 5 期	“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン	平成 30～33 年度	84,000 m <sup>3</sup>	85,555 m <sup>3</sup> (見込み)

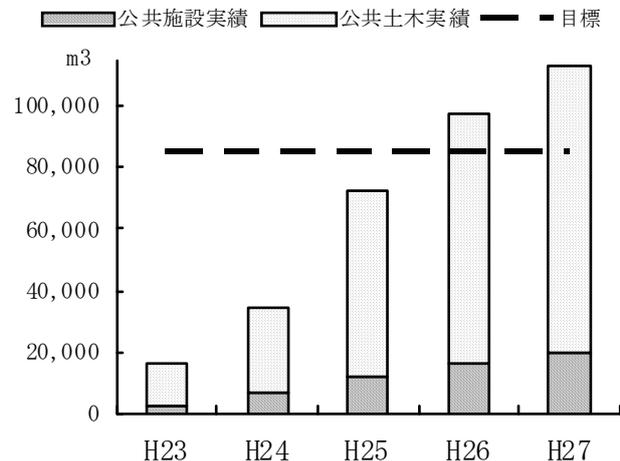
第 1 期の目標と実績(累計)



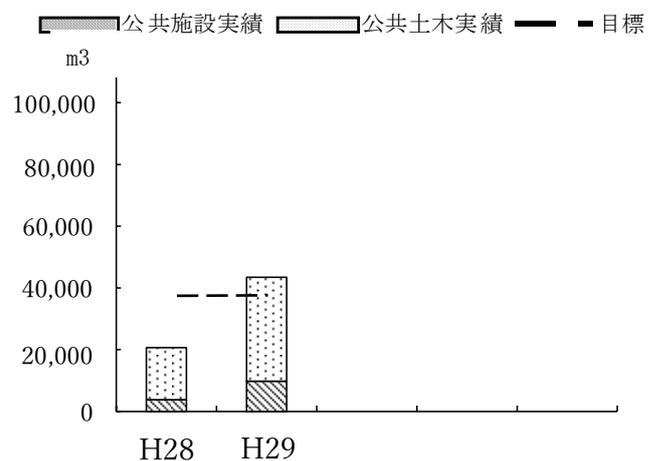
第 2 期の目標と実績(累計)



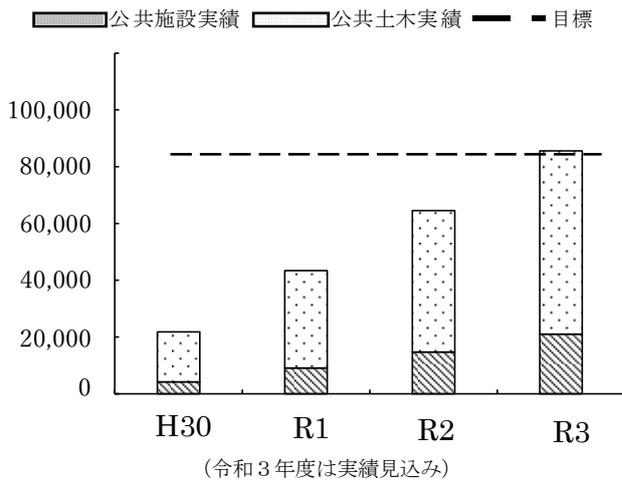
第 3 期の目標と実績(累計)



第 4 期の目標と実績(累計)



### 第5期の目標と実績（累計）



令和4年3月 木材需要拡大庁内会議

事務局：経済産業部森林・林業局林業振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話 054-221-2612